

③空き家購入補助



空き家への居住又は活用を促進するため、市内の空き家購入（土地を含む）に要する経費の一部を補助します。

補助額等

空き家の購入に要する費用
（補助限度額:30万円, 補助率:3/10）

※予算に限りがあるため、補助申請の前にご相談ください

対象空き家

市内にある空き家（土地を含む）
但し、購入後に単独所有となるものに限る

補助対象者

市内の空き家（土地を含む）を購入予定の個人
但し、利活用する目的での購入に限る

提出書類

事業実施前

- ①交付申請書
- ②購入費の見積書(写し)等
- ③家屋の現在の所有者が確認できるもの
(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ④市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑤その他市が必要と認めた書類(誓約書等)

事業完了時

- ①事業実績書
- ②購入費の領収書(写し)
- ③変更後の家屋の登記事項証明書
- ④その他市が必要と認めた書類

条件

江田島市に登録された空き家であること
購入後は必ず所有権移転登記を行うこと

注意点

申請前に事業に着手されていた場合は、補助の対象となりません

実績報告は3月10日まで

定住目的の新築・新築住宅の購入は、「定住促進事業補助金」を利用ください

江田島市企画部企画振興課

TEL0823-43-1630

お問い合わせ先 江田島市土木建築部

都市整備課 TEL0823-43-1647

本補助金とセットで【フラット35】**地域連携型**を利用できます。

※詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。

申請書も右のQRコードから取得できます。

